

# 第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画（素案）の概要

## 【パブリックコメント用】

### 1 計画策定の趣旨等

#### （1）計画策定の趣旨

本市では2011（平成23）年に「北九州市循環型社会形成推進基本計画」を策定し、「循環型」の取組みに「低炭素」と「自然共生」の取組みを加え、“持続可能な都市のモデル”に向けた先駆的な廃棄物行政の取組みを進めてきた。

一方、国内外の状況は大きく変化しており、廃棄物分野においても、プラスチックごみや食品ロスなどの世界的な課題へ対応し、持続可能な社会づくりが求められている。

また、自然災害の多発による災害廃棄物の大量発生、新型コロナウイルス感染症の拡大などの非常時の状況下においても、安全かつ安定的に廃棄物を処理する体制を確保することが必要となっている。

このような、廃棄物行政を取り巻く様々な課題や社会情勢の変化にも的確に対応し、環境モデル都市として、SDGsの実現に向け、本計画を策定し、取組みを推進する。

#### （2）計画の位置づけ

##### ■法的位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条で市町村に策定が義務付けられている「一般廃棄物処理計画」であり、食品ロスの削減の推進に関する法律第13条に規定される市町村食品ロス削減推進計画としても位置づけるものである。

##### ■本市の中での位置づけ

北九州市環境基本条例に基づく「北九州市環境基本計画」の部門別計画であり、同時に「市民」、「事業者」、「地域団体・NPO」、「行政」における各主体の目標を共有しながら、循環型社会の構築を図っていくための指針となるものである。

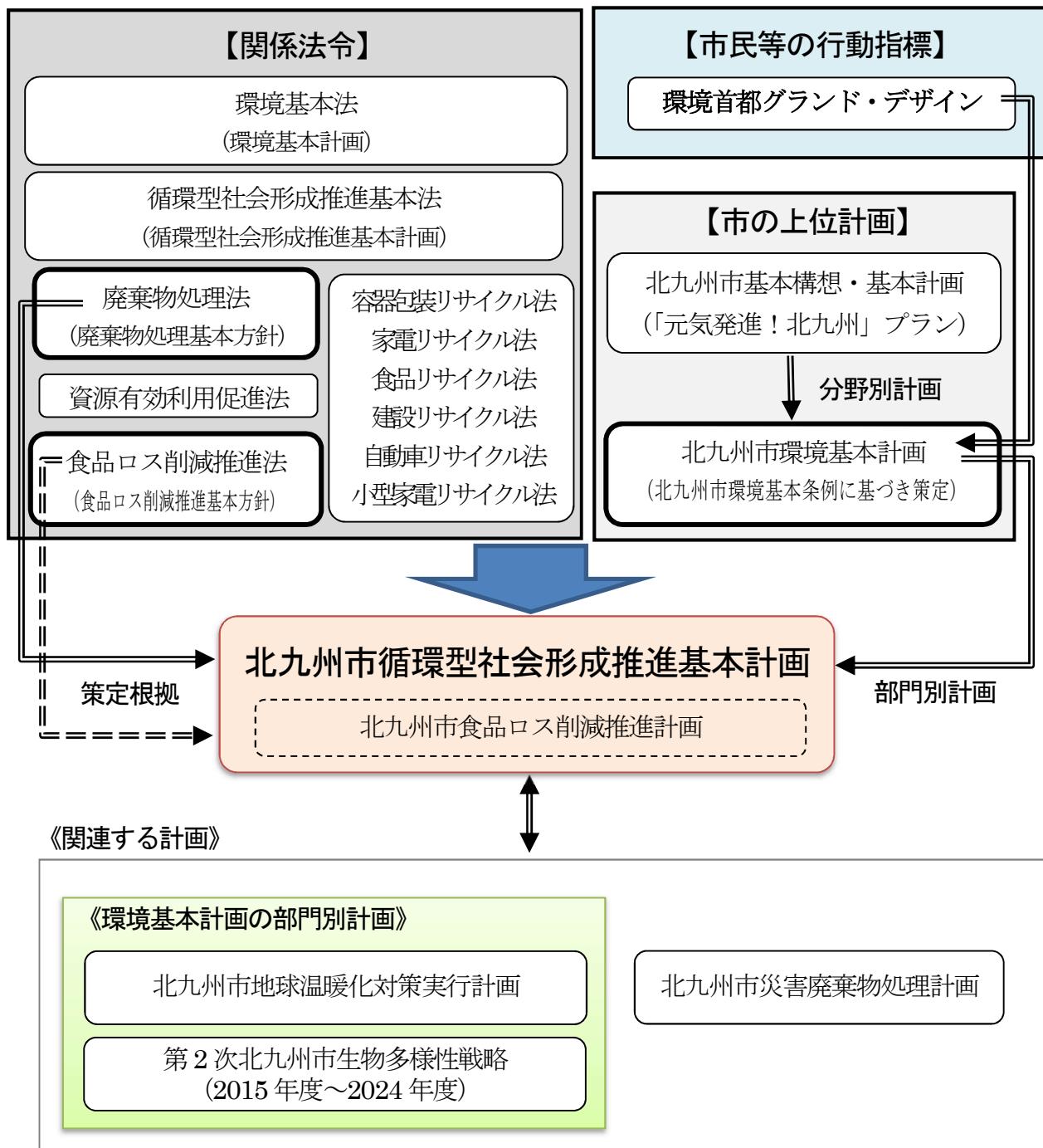
#### （3）計画期間

2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間

#### （4）計画の対象

廃棄物処理法に基づき本市が処理責任を有する「一般廃棄物」に加え、産業都市であることや、エコタウン事業などリサイクル産業の集積にも力を入れてきた本市の特性も踏まえ、「産業廃棄物」を含めた廃棄物全体を対象とする。

## 【計画の位置づけ】



## 2 基本理念と目標

### (1) 基本理念

市民・事業者・地域団体・NPO・行政など地域社会を構成する各主体が、SDGsの実現に向けて主体的・協調的に3R・適正処理に取り組むことを通じ、脱炭素社会も見据え、“持続可能な都市のモデル”を目指す。

### (2) 計画の視点

#### ■3Rの推進による最適な「地域循環共生圏」の構築



環境への負荷を減らし、限りある資源を次世代へ継承していくためには、リデュース・リユースを優先しながら、資源の分別などのリサイクルを徹底し、これまで以上に 3Rの推進に取り組むことが重要である。

さらに、ものづくりのまちとして、その地域で発生した資源をその地域で再生し使用する、「地消・地循環」の考えを新たに導入し、環境への負荷をさらに低減した循環型社会の形成を目指すことで、最適な「地域循環共生圏」の構築を進める。

#### ■循環型社会形成に向けた地域全体の市民環境力の更なる発展



地球規模で進行している深刻な環境問題を解決するためには、市民、地域団体・NPO、事業者、行政など、地域社会を構成する各主体が、持続可能な社会の構築に向けて、互いに知恵を持ち寄り、共に考え、主体的に行動することが求められている。

ESD（持続可能な開発のための教育）等を通じた環境教育や環境学習の推進などにより、循環型社会形成に向けた地域全体の市民環境力の更なる発展を目指す。

#### ■脱炭素社会、自然共生社会への貢献



廃棄物をめぐる問題は、私たちの身近な生活環境に関わる課題であるとともに、天然資源の枯渇や地球温暖化などの地球規模の環境問題にもつながっており、今後の社会経済状況の動向を見据えながら、取組みを統合的に進める必要がある。

このため、循環型の取組みをさらに推進するとともに、脱炭素社会、自然共生社会への貢献にも取り組む。

#### ■「地消・地循環」を目指した環境産業の創出と環境国際協力・ビジネスの推進



エコタウン事業の推進などにより蓄積された廃棄物処理・リサイクルに関する技術・人材や、これまで培ってきたアジア諸都市とのネットワークなどを活用した、「地消・地循環」を目指した環境産業の創出と環境国際協力・ビジネスの推進を図る。

### (3) 計画目標

計画目標の項目	2019(令和元)年度 (基準年度)	2025(令和7)年度 (中間目標年度)	2030(令和12)年度 (最終目標年度)
市民1人一日あたりの家庭ごみ量（※1）	468g	440g以下	420g以下
事業系ごみ量 (市の施設で処理した量)	180,582トン	167,192トン	157,682トン
リサイクル率（一般廃棄物）（※2）	28.0%	30%以上	32%以上
うち、家庭系リサイクル率	33.1%	34%以上	36%以上
一般廃棄物処理に伴い発生するCO <sub>2</sub> 排出量（※3）	88千トン	60千トン以下	60千トン以下
産業廃棄物の適正処理の推進、最終処分量の削減	210千トン (H30実績)	最終処分量の削減（※4）	

※1：家庭系ごみの将来予測値／推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）

※2：リサイクル率 = 資源化量／（ごみ量+資源化量）

※3：CO<sub>2</sub>排出量は、一般廃棄物の収集運搬、焼却、最終処分で発生した CO<sub>2</sub>排出量から、

焼却工場で発電した電力を CO<sub>2</sub>換算（発電量×CO<sub>2</sub>排出係数）した排出量を差し引いて算出

※4：本市の最終処分量は、直近の 2018（平成30）年度実績において、2000（平成12）年度比▲88% であり、既に国の示す削減割合（※）を達成していることから、数値目標は設定しないが、今後も産業廃棄物の適正処理の推進を図り、最終処分量の削減を目指す。

（＊国の動向：2025（令和7）年度に約1,000万トン ⇒ 2000（平成12）年度から約77%減）

#### 【目標設定の考え方】

上記の5つの目標を達成するため、本計画で示す取組みを総合的に推進することとしている。

また、計画目標達成に関わる項目を「目標設定の考え方」として、施策の進捗度を測るため、特に注視していく項目を掲げている。

※今後の社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行っていく。

#### ○プラスチック資源のリサイクルの推進

（プラスチック製品のリサイクルの実施、プラ製容器包装の分別協力率を60%に向上）

#### ○家庭系食品ロス量を2000（平成12）年度比で半減（2030（令和12）年度に24,876トン）

#### ○事業系食品ロス量を2000（平成12）年度比で半減（2030（令和12）年度に23,992トン）

#### ○事業系ごみの搬入規制の強化による、搬入不適物の削減やリサイクルへの誘導

#### ○CO<sub>2</sub>排出量の内訳

- CO<sub>2</sub>排出量の小計：2030（令和12）年度に119,145トン

- ・壳電供給による CO<sub>2</sub>削減効果量：2030（令和12）年度に▲60,896トン

### 3 取組みの方向性

#### (1) 3Rの推進による最適な「地域循環共生圏」の構築

##### ア 家庭ごみの3Rの推進

- プラスチック製容器包装、かん・びん、ペットボトルのリサイクルを一層推進するため、分かりやすく効果的な周知等を行う。  
また、国の状況も踏まえ、プラスチック製品のリサイクルに向けた検討を進める。
- 生ごみ（厨芥類）の減量化・資源化を推進するため、「使い切り・食べ切り・水切り」の「3切り運動」推進のほか、生ごみリサイクル講座やリデュースクッキング講座等を開催する。
- 古紙や古着のリサイクルを促進するため、「集団資源回収」などの地域での取組みへの支援を行う。
- 紙パック・トレイ、小物金属、蛍光管、小型電子機器など、市民センターや店舗などに設置している回収ボックスによる拠点回収を推進する。

また、新たな分別の導入については、社会的状況に応じて、柔軟に検討していく。

##### イ 事業系ごみの3Rの推進

- 処理方法や資源化が必要な品目などについて、事業所訪問や講習会などを通じて改めて分かりやすく周知するとともに、違反者への指導強化に取り組む。
- 機密古紙などの回収業者の情報提供や、食品廃棄物のリサイクルの受け皿拡大など、様々な手法でリサイクル拡大に努めていく。
- ごみ処理施設への不適物搬入対策として、搬入ごみのチェックや悪質な搬入者への指導を強化する。

##### ウ プラスチックごみ対策

- 「北九州市プラスチックスマート推進事業」として、指定ごみ袋等のバイオマスプラスチック化やプラスチックに関する技術開発等の支援、大規模な海岸清掃などに取り組む。
- 本市独自の対策として、
  - ・アジアにおける廃プラスチック対策プロジェクトの推進
  - ・プラスチック「製品」の分別回収・リサイクルの先駆的な実施に向けた検討
  - ・事業者による自主回収への協力など、本市の特性や強みを活かした取組みを進める。

## エ 食品ロスの削減（食品ロス削減推進計画）

- 家庭系食品ロスについて、
  - ・「残しま宣言」運動を更に展開し、具体的な削減行動につなげるため、冷蔵庫のクリーンアップ、食品ロスダイアリーの活用等の取組み
  - ・小学生や未就学児向けの啓発、食育、学校教育、消費者教育、子育て支援等との連携の強化、市民団体やNPO等が行うフードバンク活動との連携などの取組みにより、リデュース（発生抑制）に努める。
- 事業系食品ロスの削減について、
  - ・食品ロス削減推進法や食品リサイクル法の周知・啓発や、小売事業者、外食事業者等との連携による食品関連事業者の主体的な取組みを促進
  - ・市民団体やNPO等が行うフードバンク活動や子ども食堂活動について、提供事業者の掘り起こしなどの側面的な支援などにより、事業者や利用者（市民）と双方連携した取組みを推進する。
- 災害に備えた備蓄食品について、賞味期限が近くなつた食料の活用事例の紹介等を行い、有効な活用を促す。

【食品ロス削減の目標値】

	2000(平成12)年度 (推計値)	現状※	2030(令和12)年度 (目標年度)
家庭系	49,752トン	26,452トン	24,876トン
事業系	47,983トン	28,167トン	23,992トン

※家庭系：  
2019（令和元）年度  
事業系：  
2016（平成28）年度

※国の事業系食品ロス排出量は、産業廃棄物や民間でリサイクルされているものも含まれており、本市の食品ロス排出量とは定義が異なつている。

【食品ロス削減を常に実行する人の割合の目標値】

	現状 (2019（令和元）年度)	目標年・値 (2030（令和12）年度)
食品ロスを減らす取組みを 「常に実行している人」	58.3%	80%

## **オ ごみ処理施設の今後のあり方**

- 既存のごみ処理施設については、予防保全対策によって施設を長寿命化するストックマネジメント手法により、財政負担を抑制しつつ処理能力等の機能の維持・向上を図る。
- 将来の焼却工場の建設に備え、国の方針やごみの減量化などの社会情勢を注視しながら、効率的な施設規模や工場体制を含めた検討を行う。
- 廃棄物処分場については、ごみの減量化・資源化の推進等により、既存施設の延命化を図るとともに、現在の処分場に代わる「響灘東地区廃棄物処分場」の整備を進める。

## **カ ごみ処理の広域連携**

- 一般廃棄物の広域的な受入処理は、「北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョン（2016（平成28）年4月）」の枠組みの中で進めていく。
- エコタウン事業等の民間リサイクル施設での受入れについては、ごみ処理施設での受け入れ処理と同様に地域循環共生圏を構築する観点からも、推進する。

## **キ 災害廃棄物処理**

- 近年頻発している大規模な自然災害に備え、大量の災害廃棄物の発生を見据えた施設整備や、大規模な仮置場の確保に努める。
- 他都市での大規模災害等の緊急時には、被災地の早期復旧・復興や環境保全の確保等の観点から、県や被災自治体の要請等により、最大限の受入処理や現地での収集支援を行う。

## **ケ 適正処理の推進と安全・安心の確保**

- カセットボンベやスプレー缶、加熱式たばこなどが原因となる焼却施設での火災事故を防止するため、処理方法の周知徹底や新たな分別収集方法の検討を行う。
- 新型コロナウイルス感染症の流行に伴うごみ質の変化（容器包装類や医療系廃棄物等の増加）に適切に対応するため、ごみの出し方の周知や処理事業の安全な継続に努める。

## **ケ ごみ処理事業の効率化と市民サービスの向上**

- ごみ発生量や人口分布などに応じて、効率的な収集ルートの検討や配車台数の適正化など、収集体制の見直しを図ることを通じ、ごみ処理事業の効率化に努める。
- ごみに関する情報について、各種SNS媒体の活用によりターゲット層に合わせた発信を行うほか、粗大ごみ処理手数料の決済キャッシュレス化など、IT、IoTなどの技術の活用を図る。

## **コ 産業廃棄物排出量の減量化・適正処理の推進**

- 排出事業者への産業廃棄物の発生抑制、減量化、適正な費用負担等について指導を行うとともに、電子マニフェストの普及拡大に向け、講習会等の機会を通じた啓発を行う。
- 処理業者・排出事業者の育成・支援として、本市独自の優良認定制度や、雇用開発・人材育成に係るセミナー開催等に取り組む。

## (2) 循環型社会形成に向けた地域全体の市民環境力の更なる発展

### ア 環境教育・環境学習の推進

- 「エコライフステージ」や「環境首都検定」の実施のほか、環境ミュージアムなどの環境学習施設の活用により、あらゆる世代の環境学習を推進する。
- 環境マスコットキャラクター「ていたん」による市内の保育所・幼稚園での環境教育や、小学生を対象とした体験型学習やSDGsの視点に立った環境教材の配布、出前授業など、成長過程にあった環境教育を推進する。
- 市のごみ処理施設で学校や地域の見学を受入れるなど、廃棄物の処理に関する市民の理解の促進に努める。
- 世界規模で進められている「持続可能な開発のための教育(ESD)」について、「北九州ESDアクションプラン」に基づき、市民・NPO・学校・企業・行政が連携しながら推進する。

### イ 環境を意識したライフスタイルの見直し

- ごみ量の推移やごみ処理経費、リサイクルの流れや製品への利用例などについて、様々な媒体を活用して分かりやすく紹介するなど、市民が3Rの取組みによる効果を実感できるような広報・情報提供を行う。
- 環境に配慮した製品の購入など、市民が取り組むことのできる具体的な行動例を周知することにより、ライフスタイルの見直しのきっかけとなるよう工夫する。

### ウ 地域コミュニティ・NPO・事業者の環境活動の推進

- 古紙・古着の集団資源回収やまち美化活動、剪定枝や廃食用油のリサイクル活動、生ごみコンポスト化講座の開催など、市民や地域団体、NPOが取組む活動への支援を行う。
- 積極的に環境活動に取り組んでいる個人、市民団体、NPO、学校、事業者などを表彰し、市民や事業者の環境意識の向上を図る。

### (3) 脱炭素社会、自然共生社会への貢献

#### ア 廃棄物処理における脱炭素社会への貢献

- ごみの減量化・資源化やプラスチックの発生抑制・回収などを進め、廃棄物部門から発生する CO<sub>2</sub> 量を抑制する。
- ごみ処理施設の更新時における高効率発電設備や省エネルギー型機器の導入、ごみの収集運搬の効率化などにより、できるかぎり環境への負荷を低減する。
- 2050 年に向けた脱炭素社会の実現を見据え、低燃費型の収集運搬車両の導入や、焼却工場から排出される排ガスからの CO<sub>2</sub> の分離回収・活用などの先進事例を研究する。

#### イ 自然共生の推進

- 廃食用油の回収や生ごみの堆肥化、剪定枝のチップ化などを推進し、生ごみについてはその堆肥で作られた農作物がスーパーなどで利用・販売されるなど、民間事業者や周辺自治体と連携しながら循環圏の構築を進める。
- 里山の再生を図るため、市内森林の適正管理、放置竹林伐採を行い、その際に生じる間伐材、伐採竹などの地域の資源をバイオマス資源として活用する。

#### ウ まち美化対策の推進

- 市民、事業者、行政が協力・連携して毎年度実施している「“クリーン北九州” まち美化キャンペーン」や、「清潔なまちづくり週間」「市民いっせいいまち美化の日」などを引き続き実施し、より実効性の高い取組みとなるよう検討する。
- 官民一体となったボランティア清掃活動を行うとともに、各管理者と市町村がそれぞれの垣根を越え、ごみの回収について連携することで、陸域や海域におけるごみの徹底回収を実現する。

#### エ 海岸漂着物等の処理

- 海岸管理者と連携して、海岸のパトロールや漂着廃棄物の適正処理を行うとともに、市民の安全確保を図るため、広報誌やホームページなどにより、適宜、市民への注意喚起を行う。
- 漂着した廃棄物の発生源が海外である場合も多いことから、国に対して特段の財政措置の実施や問題解決に向けた国際協力の推進など、引き続き要望していく。

#### オ 不法投棄防止対策

- 不法投棄の未然防止・早期発見のため、平日だけではなく、多発地区を重点的に土日祝日及び夜間・早朝を含めたパトロールを実施する。
- 警察や海上保安部等の関係機関と「北九州市廃棄物不法処理防止地域連絡協議会」を定期的に開催し、情報交換等を行なながら、連携強化を図る。
- 民間事業者や福岡県産業資源循環協会北九州支部と締結した不法投棄物発見時の通報等に係る連携協定により、発見時の本市への通報や、「不法投棄監視中」等を記載したステッカーを車両に添付して市内を走行してもらうなどにより、抑止効果を図る。

#### カ 生活排水の適正な処理

- 小型合併処理浄化槽設置整備事業を引き続き推進し、浄化槽の整備を図る。
- 大規模災害時に想定される避難所の仮設トイレや仮設住宅等からのし尿の発生について、北九州市災害廃棄物処理計画に基づき、適正かつ迅速に処理を進めていく。

#### (4) 「地消・地循環」を目指した環境産業の創出と環境国際協力・ビジネスの推進

##### ア リサイクルを軸とした環境産業の創出・育成・支援

- 技術開発支援や社会システムの整備を通じ、既存のエコタウン事業の支援やリサイクル産業の新規創出、高度化を進め、環境ビジネスを推進する。
- 「北九州市環境産業推進会議」などを中心に、サーキュラー・エコノミー（循環経済）におけるリサイクル事業の位置づけや役割を明確に打ち出すことで、エコタウンのプレゼンスの向上や競争力の強化を図る。

##### イ 新たな技術や研究開発の推進

- 本市の施設や支援制度を活用し、廃棄物の処理やリサイクルに関する技術開発や、異なる産業間で連携した廃棄物の有効利用などを促進する。
- 再生可能エネルギーや水素などの新エネルギーの導入・普及、バイオマスの活用など、新たなエネルギーに関する研究開発なども併せて推進する。

##### ウ 産業振興と環境保全の好循環

- 環境に配慮した製品・技術・サービスを「北九州エコプレミアム」として選定し、その拡大・浸透を図る。
- 事業者が環境への取組みを効果的・効率的に行うための環境経営システムである「エコアクション21」の取得を支援することにより、市内産業の環境経営を促進する。

##### エ 研究機関の集積

- 北九州学術研究都市など市内の大学や研究機関等と連携しながら、廃棄物処理・リサイクルに関する研究や専門家育成に取り組んでいく。

##### オ 高度リサイクルの推進

- 今後予想される再生可能エネルギー設備の大量廃棄に備え、太陽光パネルのリサイクルシステムの構築など、資源の有効活用と適正処理の確保に取り組む。
- 次世代自動車の増加や新たな部品・素材の使用拡大する状況を踏まえ、レアメタルや炭素繊維強化プラスチックのリサイクルの研究などに取り組む。

##### カ 環境国際協力・環境国際ビジネスの促進

- アジア諸都市とのネットワークと本市の公害克服の経験・技術・ノウハウを活用し、諸都市のニーズへの対応や脱炭素、海洋プラスチック問題など世界的な環境課題の解決を目指す。
- 環境に配慮したまちづくり計画の策定支援やパッケージ型インフラ輸出の促進によって、アジアのグリーン成長と市内企業の活性化に貢献する。
- 本市企業が有する、廃棄物処理や高度なリサイクルシステムの、アジア諸国への展開を図るほか、本市に輸入される廃棄物・燃料の内容や輸送状況などを把握するシステムを構築することで、安全性を確保する。
- JICA 九州や関係機関などと連携し、海外への専門家の派遣や海外からの研修員の受け入れの拡充を図る。

##### キ 事業活動における資源の循環利用の推進

- 下水汚泥から石炭などの代替燃料を製造し、市内で利用する事業を推進する。
- 北九州市発注の公共工事に伴い発生する建設副産物の発生抑制、再資源化、及び適正処理を徹底するほか、使用する建設資材については、リサイクル資材の利用促進を図る。

## 4 計画の推進

### (1) 計画の周知

基本計画が、市民、事業者、地域団体・NPO、行政の共通の目標・指針として浸透するよう、「市政だより」や環境情報誌「ていたんプレス」・市ホームページへの掲載、パンフレットの作成・配布を行うとともに、出前講演などを通じて周知・啓発に努める。

### (2) 計画の進捗及び成果の点検・評価

個別事業が計画通り進捗しているかだけでなく、どの程度成果が上がっているのかについても点検・評価を行い、施策の改善につなげていく。

また、点検・評価は、北九州市環境審議会に報告するとともに、環境情報誌「ていたんプレス」や市ホームページに掲載するなど、市民に分かりやすい形で公表する。

### (3) 国の環境施策に関する動向の把握

国の策定する目標値や戦略など、廃棄物行政をはじめ、環境施策に関する動向を踏まえながら、本計画の取組みを推進する。

### (4) 計画の見直し

経済社会状況や廃棄物量の変化等に的確に対応した基本計画の運用を図るため、上記の点検・評価の結果を踏まえ、適宜、基本計画の見直しを行う。